

## 霧島市学校給食申込書

新規申請 保護者変更 支払方法変更

※どれかに「✓」を付けてください

年 月 日

霧島市長 宛

霧島市学校給食の提供を受けるにあたり、裏面の注意事項・承諾事項について確認のうえ下記のとおり申し込みます。

## ◆保護者（学校給食費負担者）情報

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名	Ⓜ ※自署の場合は押印不要です		
学校給食の提供を受ける者から見た続柄		連絡先 (日中連絡のつく電話番号)	
住所	〒		

## ◆学校給食の提供を受ける者及び学校給食提供開始希望日

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
通学先	小学校・中学校・幼稚園	学年・クラス	年 組
住所	〒		
提供開始希望日	年 月 日 (※保護者と同居の場合は記入不要です 年度当初からの場合「4月6日」と記載してください)		

## ◆給食費の支払方法（※備考欄を確認して、いずれかに「✓」をつけてください）

選択	支払方法	備考欄
<input type="checkbox"/>	①児童手当からの天引き	・児童手当法第21条第1項の規定に基づき、霧島市長から支給を受ける児童手当の額から、当該児童手当月の支払期日までの学校給食費を支払いに充てるものとします。 ※「児童手当に係る学校給食費の徴収に関する申出書」を提出していただく必要があります。 <b>書類を郵送しますので、学校給食課へご連絡ください。</b> ※公務員の方など、霧島市子育て支援課から児童手当の支給を受けていない方は、この納付方法を利用できません。
<input type="checkbox"/>	②口座振替	・口座振替を利用する金融機関の窓口でお手続きください（通帳と届出印をご用意ください）。 ・口座振替日は毎月25日、再振替日が翌月10日(土日祝日の場合は翌営業日)となります。 ・口座振替手数料は霧島市が負担します。 ・きょうだいと同じ口座から振替をする場合、口座振替の手続きは不要です。その場合、当該きょうだい1名の氏名等を記載してください。（霧島市立の幼稚園・小学校・中学校在籍者に限ります） 【氏名： 現在の学校名・学年・クラス： 】
<input type="checkbox"/>	③納付書	・納期限は5月～翌年3月の末日(12月は28日、それ以外の月末が休祝日等の場合は翌日)です。

裏面もご確認ください

**【承諾事項】**

- ・本申込書をもって、霧島市及び霧島市教育委員会が有する個人情報为学校給食事業の範囲内において、霧島市学校給食担当課へ提供することに同意します。また、学校給食費に滞納が発生した場合、霧島市学校給食担当課が当該債権の回収に必要な範囲内において、個人情報を調査、取得し、関係する組織間で共有することを了承します。
- ・霧島市から学校給食費の滞納について説明を求められたときは、その求めに応じます。
- ・給食費の納付確認がとれない場合、家庭訪問に応じます。また、事前の連絡なしに家庭訪問を実施する場合についても同様に応じます。
- ・納付方法が「口座振替」で給食費の還付が発生した場合、振替口座に還付金を振り込むことを了承します。
- ・納付方法が「児童手当からの天引き」で給食費の還付が発生した場合、児童手当の振込口座に還付金を振り込むことを了承します。

**【注意事項】**

- ・この申込書の内容は霧島市立の小学校から中学校を卒業および市外ならびに霧島市立以外の学校へ転校するまで有効です。児童ごとに記入して提出してください。
- ・給食申込書の記載事項に変更が生じた場合は、必ず霧島市学校給食課もしくは学校へご連絡ください。
- ・納付方法で口座振替を選択した場合、登録に2～3か月かかる場合がありますので、早めの手続きをお願いします。また手続き終了までは、納付書で納付してください。

※本申込書に記載された個人情報は、学校給食費の管理目的のみに利用し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正に取り扱います。

**【お問い合わせ先】**

霧島市教育委員会学校給食課  
学校給食経理グループ  
TEL 0995-45-5111  
内線（3921・3922）